

## 第5章 行政デジタル化計画の推進

---

本章では、行政デジタル化計画の策定・推進組織及び体制について示します。

---

### 1節 計画策定・推進組織、体制

### 2節 ICT 施策推進のための人材育成

## 1節 計画策定・推進組織、体制、進行管理

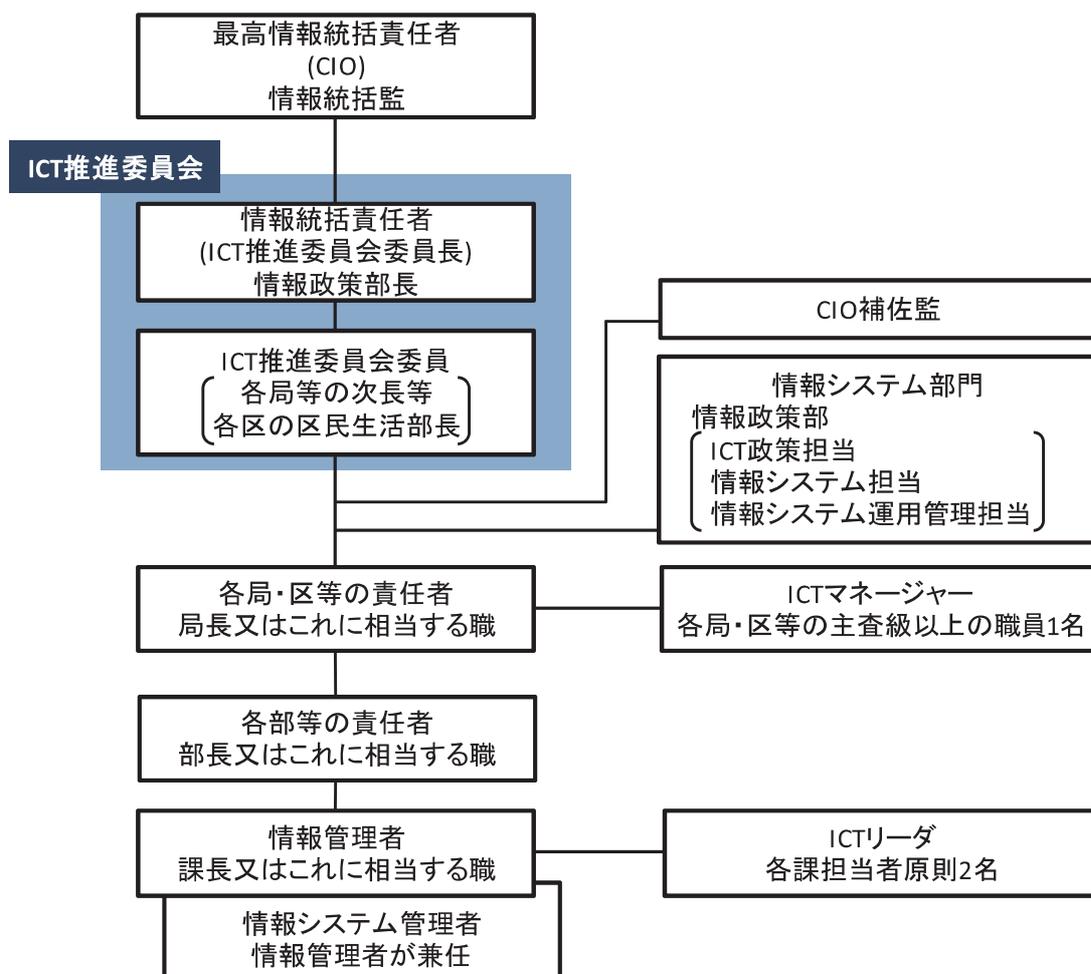
### 1-1 計画策定・推進組織

#### (1) ICT 推進委員会

本市では、ICT 施策を推進するための行政内組織として、「さいたま市 ICT 推進委員会（以下「ICT 推進委員会」という。）」を設置しています。また、本市の ICT 施策等に対して、市民の視点から客観性をもって、妥当性や改善点などの提言を行って頂くための行政外組織として、市民や有識者で構成された評議会を設置しています。さらに、市職員の ICT 活用能力を高め、各部署における ICT 施策を推進するために、平成 18 年度から各局・区等より主査級以上の職員 1 名ずつを「ICT マネージャー」として任命し、ICT 施策・事業に係る事業原課における事業の推進と事業評価の中核としての役割を果たしています。

行政デジタル化計画の策定・推進を、全庁的かつ着実に行うため、ICT 推進委員会を中心として、下の図表のように体制を整備しています。

【図表 24 本市における ICT 推進委員会の位置づけ】



【図表 25 行政デジタル化計画策定・推進組織の役割】

組織名称		構成メンバー	役割	
			策定工程	推進工程
行政外組織	評議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>有識者及び市民から選出し、市長が委嘱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務局から提示された内容に対し、客観的な立場から意見・提言を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業原課が実施した目標・評価方法や評価結果等を確認し、方向性について提言等を行う。</li> </ul>
	ICT推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICT推進委員長：情報政策部長</li> <li>ICT推進委員：各局等の次長等 各区の区民生活部長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務局から提出される行政デジタル化計画策定方針や計画素案等について承認を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務局から提出される各ICT施策・事業の評価結果を確認し、承認及び上位組織への報告を行う。</li> </ul>
	事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市戦略本部情報政策部 ICT政策担当</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政デジタル化計画策定の実務を担い、策定方針案の作成や、ICT施策・事業の全体取りまとめ、行政デジタル化計画素案作成等を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標・評価方法や評価結果の取りまとめ、各種調整等を行う。また、必要に応じて助言・支援を行う。</li> </ul>
	事業原課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(代表者) 各局・区等のICTマネージャー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各局・区等におけるICT施策・事業の取りまとめや、事務局への報告を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各局・区等におけるICT施策・事業の目標・評価方法、評価結果を取りまとめ、事務局への報告を行う。</li> </ul>

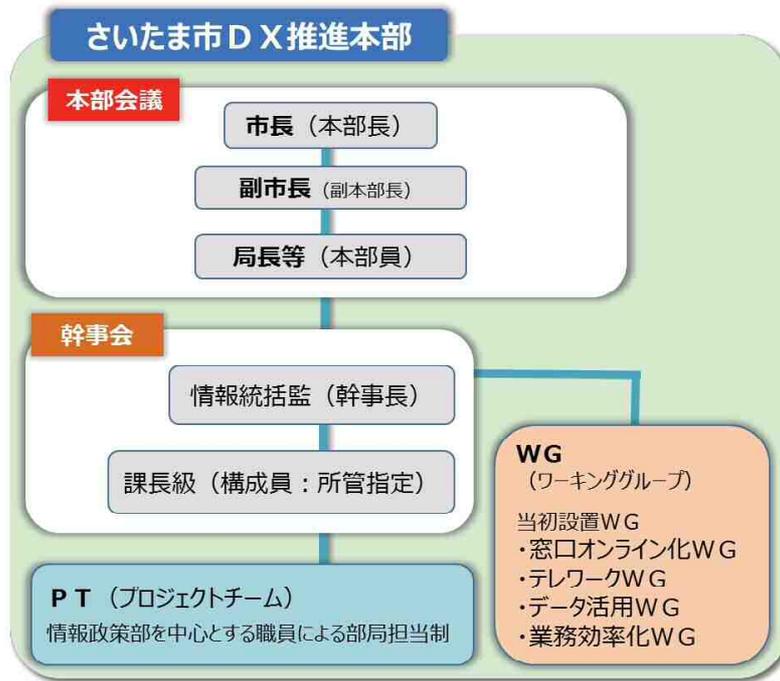
## (2) さいたま市のDX(デジタルトランスフォーメーション)推進体制

新型コロナウイルス感染症への対策を進めていく中で、行政のデジタル化・オンライン化が全国的にも大きな課題として浮き彫りになりました。このような状況を踏まえ、本市では「さいたま市DX推進本部」を立ち上げました。市長が先頭に立ち、文書等の単なる電子化に止まらず、ICTの徹底的な活用で、市民サービスの向上や業務の効率化を図るため、デジタル改革を推進していきます。

この本部では、DXに関する重要施策及び戦略の決定を行うとともに、プロジェクトチーム、ワーキンググループ等を設置し、全庁横断的に施策を進めていくものです。

なお、本体制は重点施策に特化して強力に推進するワーキンググループを含む特別な推進体制であり、その体制については適宜見直しを行うこととなります。

【図表 24 さいたま市DX推進本部】

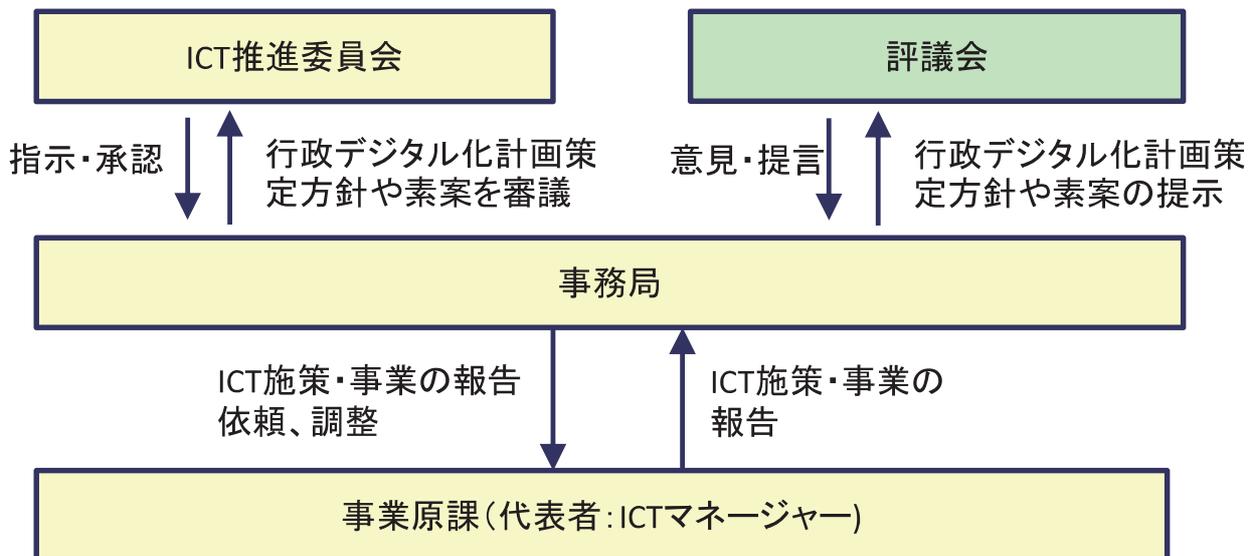


### 1-2 計画策定体制

行政デジタル化計画の策定体制と各組織の関係性は、以下の図表のとおりです。

ICT マネージャーから ICT 施策・事業の報告を受け、事務局において行政デジタル化計画の策定方針や素案を作成し、ICT 推進委員会にて審議します。また、行政外組織として、評議会より、行政デジタル化計画に関する意見や提言を受けます。

【図表 25 行政デジタル化計画の策定体制】

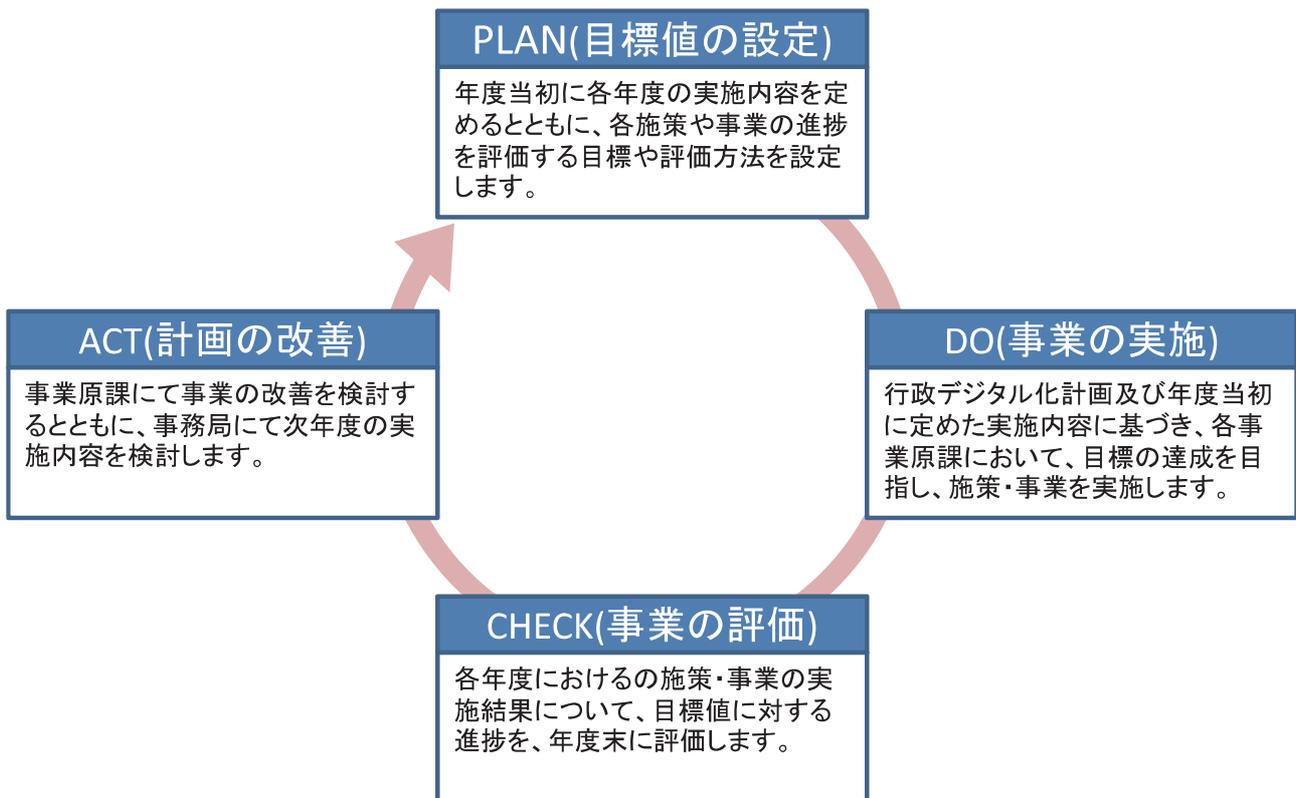


### 1-3 計画推進における進行管理の概要

本市においては、行政デジタル化計画を着実に推進し、社会情勢や市民ニーズの変化などに迅速かつ柔軟に対応していくために、各 ICT 施策・事業の進捗状況や成果などを評価し、必要に応じて改善していきます。

本市における情報化計画の進行管理は、第二次計画から本格的に導入され、その成果を踏まえて改善・発展させる PDCA サイクル(計画(Plan)→実施(Do)→評価(Check)→改善(Act))の確立に努めてきました。行政デジタル化計画では、このPDCA サイクルをより効率的かつ実効的に運用できるよう改善し、実施していきます。

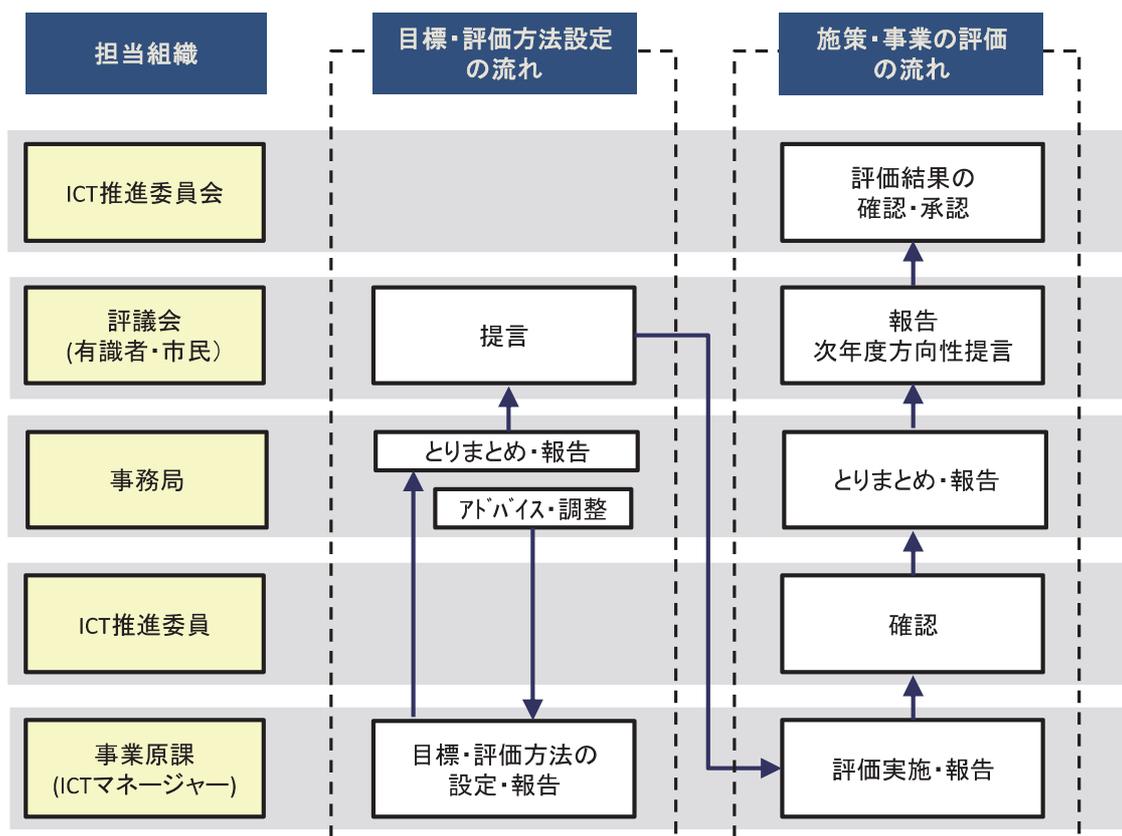
【図表 28 進行管理とPDCA サイクル】



### 1-4 計画推進体制

行政デジタル化計画は、行政内組織として ICT 施策・事業を実施する事業原課、ICT マネージャー及び ICT 推進委員会、行政外組織として評議会によって推進されます。行政デジタル化計画の推進体制と進行管理（目標・評価方法設定及び施策・事業の評価の流れ）は、以下の図表のとおりです。

【図表 29 行政デジタル化計画の推進体制と進行管理(目標・評価方法設定及び施策・事業の評価の流れ)】



事業原課からの報告は以下の年2回とします。

#### (1) 目標及び評価方法の設定の報告

年度当初において各事業原課から目標・評価方法を報告します。事務局はこれを取りまとめるとともに評議会に報告します。また、事務局は、当該年度の実施内容について取りまとめ、目標や評価方法についてその妥当性を検証し、必要に応じてアドバイスします。

事務局から報告を受けた評議会は、施策・事業の目標や評価方法に対する妥当性や、今年度の実施内容について、必要に応じて提言します。

#### (2) 施策・事業の実施結果及び評価の報告

年度末において各事業原課は、年度中に実施した施策・事業の結果や評価を ICT 推進委員に報告します。ICT 推進委員は、その内容を確認し事務局へ報告します。事務局は、報告を受けた内容を取りまとめて評議会に報告し

ます。この際、事務局は、必要に応じて施策・事業の入れ替えを検討します。評議会は、事務局からの報告を受け、必要に応じて次年度の方向性について提言を行います。ICT 推進委員会は、評価結果の確認・承認を行います。

### 1-5 計画推進における年間スケジュール

評価は一年を単位とし、以下のスケジュールで実施します。

前年度末から当該年度当初に、当該年度の実施内容や施策・事業の目標及び評価方法を設定し、場合によっては事業を入れ替えます。

当該年度末に実施結果について評価し、次年度の方向性を検討します。

【図表 30 進行管理の年間スケジュール】



## 2節 ICT 施策推進のための人材育成

行政運営のデジタル化による効率化・効果の向上や、市民が求める行政サービスを提供するうえで、今や ICT の活用が不可欠なものとなっています。ICT のメリットを享受するためには、ICT の特性を理解し、その効果的な活用の方法を意識した上で施策や事業を計画・実行することができる人材を育成することが求められています。

本市では、人材を育成できる環境を構築するため、職員それぞれの情報活用スキル及び職務上の必要性から、あるべき ICT 人材像を以下の三つに分類したうえで、各人材像に対応した体系的な研修プログラムを導入し、ICT 研修を実施しています。また、データの収集・解析・活用などのデータ活用に係る知識や技能を習得するため、データ活用研修を実施しています。

(※経済産業省/情報処理推進機構の IT スキル標準をもとに、「ICT マネージャー」や「ICT リーダ」の人物像を詳細に定義して ICT 研修を企画・実施しています。)

【図表 31 ICT 人材像イメージ】

範囲	人物像	あるべき姿	役割
局区・全庁レベル	ICTマネージャー	自らが「ICTリーダ」の条件を備えていると同時に、全庁及び局区内の経営の視点から、必要な情報・判断根拠などを提供できる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>局区内の横断的な視点からのICT施策・事業の提言や支援</li> <li>ICT施策を、所属内、関連部署、全庁的な視点から評価・調整</li> <li>局区内のデジタル化を推進</li> </ul>
課・事業レベル	ICTリーダ	自らが「ICT人材」と同時に、部署内職員の「ICT人材」としての成長を指導・指揮し、部署内での情報の活用を管理・監督できる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業支援のためのICT活用を企画・立案</li> <li>ICTを活用した業務改善やICTの活用に向けた啓発を実施</li> </ul>
個人	ICT人材	業務の中で、様々な情報を利用者のニーズに合った形に加工して提供できる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICT施策を立案</li> <li>ICT高度活用方法の提言</li> <li>ICTを活用した業務効率化</li> </ul>